

諮問庁：株式会社日本政策金融公庫

諮問日：平成28年3月18日（平成28年（独情）諮問第28号及び同第29号）

答申日：平成28年8月3日（平成28年度（独情）答申第27号及び同第28号）

事件名：特定公社等との取引に関して最終的に弁済を受けた金額等が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

特定公社等との取引に関して相手方からの借替要請に際して長伐期等を条件とした文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

下記の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

文書1 公庫と（財）特定県造林公社又はその承継機関である特定財団法人（特定県を含む）との間の取引に関する、公庫が最終的に弁済を受けた金額及びその弁済した機関の名称が明らかな文書

文書2 公庫と（財）特定県造林公社又はその承継機関である特定財団法人（特定県を含む）との間の取引に関する、公庫が相手先からの借換要請に際して、長伐期又は地上権の延長等を条件とした文書

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年12月15日付け日公総法第27-18号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 文書1について（諮問第28号）

保存期間1年を経過し、平成27年3月をもって廃棄したため存在しないとある。公庫にとって融資先は一般事業会社にとっては、得意先に当たり、融資並びに回収の金額は、当然得意先元帳に記載されるべきものとする。法人税法、商法に定められた会計帳簿の保

存期間は、少なくとも5年以上のはずである。当方が、特定県から入手した開示文書によれば、平成25年の特定日Aに公庫へ返済するため、三セク債を発行している。よって、同年の特定日B前後には、公庫への弁済がなされたはずであり、同日から起算すれば、未だ2年を経過したに過ぎない。とすれば、常識的な会計帳簿の保存期間からして、公庫の保存期間満了による廃棄処分、及び文書不在の不開示理由は、到底信用できない。よって、改めて関連の会計帳簿の開示を請求する。

イ 文書2について（諮問第29号）

保存期間1年を経過し、平成27年3月をもって廃棄したため存在しないとある。文面から察するに、もともと文書が存在しない訳ではない。当方にては該当文書が、公庫の文書保存規定のいかなる分類に相当し、規定上の保存期間が何年であるのか、知りようがない。そもそも保存期間一年とは、常識的にメモ程度の文書であるとしか類推できない。しかしながら当該開示請求の内容は、分収造林事業体の経営を左右してきた（即ち支払い利息の軽減努力）問題であって、公庫としても軽々に破棄できるような代物ではないはずである。特定財団法人は、分収率変更、及び地上権期間延長の取り組みを継続してきたし、変更の成った事業地から利用間伐施業を行ってきたと聞いている。とすれば分収契約変更に伴い、公庫に対する借り換えが行われたはずであり、その文書が保存期間一年とは、到底考えられない。

(2) 意見書

ア 文書1について（諮問第28号）

(ア) この度、当方が情報公開を請求した、事案及び背景についての説明

事案は、全国各地において、国家（林野庁）が主導し、全国各府県が主体となって実施した分収造林事業である。

根拠法令	分収造林特別措置法
分収造林地の土地提供者	個人、地方公共団体、地域財産区など
事業実施者	都道府県、又は前者が実体である財団法人（〇〇造林公社）
事業の仕組み	地上権の設定（50年）と植林 伐採時の収益分割 60対40の 分収率
事業資金	農林公庫の長期融資

事業は以上の仕組みで発足し、40年強を経過している。

ただし、発足後20年を経ずして、事業は、実質的に破綻した。以後今日まで各府県は後始末をしてきた。農林公庫の融資総額は、少なくとも5～6千億円に達したはずである。

こうした巨額が、ほぼ全額不良化し、全ての関係府県において問題になっていることは、関係者にとっては、周知の事実である。

この問題をあいまいにすることなく、国民的議論に供し、今後の森林政策、環境政策に資すべきと思量する。

特定県は、同県の造林公社に対する債権を、25年度において消却した。

なおかつ、残存していた公庫に対する造林公社の借入金を、三セク債発行により、肩代わり弁済した。これらはすべて県民の税負担である。

以上の背景があり、破綻経過、及びその処理、ひいては、今日に到った経緯は看過できない。

破綻の因は、木材を巡る需要環境というのも、間違いではないが、市場金利（長期金利3～6%など、およそ造林では考えられない高金利）を軽視した借入金依存事業であったことが、主因である。当方は今回の情報開示が、主因解明の一端になり得ると判断している。

(イ) 文書不開示処理に関わる当方の意見

公庫にとって、各県造林公社の事業は、国家政策に依拠していたことから、安定的な融資対象であり、都道府県の実質債務保証もあったことから、ほぼリスク0であったはずである。

また、事業の継続性は保障付きであり、継続的かつ安定的であり、当時の高金利（6%強）からみて、高度に安定的な収益源であった。

即ち、当方の見解では、融資先は、継続取引を見込める優良顧客で、あったはずである。

通常、事業法人にとっては、継続的な取引対象を得意先と位置づけ、その取引経過は、逐一得意先元帳に記録される。毎年度行われる融資、これに関わる利息の発生、融資金回収の経緯等が、この得意先別元帳に、継続的に記録、記帳されるはずである。

平成25年度は、特定県において、融資先である同県の財団法人が整理解体された年であり、公庫からの借入金も県によって、代位弁済された。よって、公庫サイドからみれば、融資金が全額回収されたことになる。

しかし、回収によって、得意先元帳の一口座が閉鎖されることはあっても、破棄されることは、会計原則上ありえない。

公庫は、文書の特定という項目を設けて、社内見解、及び社内整理形式を説明しているが、（自動消しこみ処理、回収未整理金、充

当指示処理票，仮受け金照会票など）これは個別企業の内部システムに過ぎず，これをもって，企業会計原則の原理原則を免れ得る道理は無い。

同社は総勘定元帳，仕訳帳を会計帳簿としているが，これは当然として，これを補完すべき帳簿として，得意先元帳，仕入先元帳，賃金台帳，各種日報，月報などが補助元帳として保全保管されるべきことは，会計上の常識である。

事業主体の業種の如何，大小を問わないこと，言を待たない。

当方は，前述した如く，会計帳簿の記録，保存の原則にのっとり，開示請求しているわけである。

イ 文書2について（諮問第29号）

意見書の大筋の背景は諮問第28号に同じ。

以下を補足する。

分収造林事業は，極めて長期に及ぶ事業である。

初期の事業地にあっては今日47～48年に達する。以後毎年新たな事業地が加わり，概ね25～30年続いた。以後新たな契約を停止した。

したがって，造林地の林齢は，今日，十数年～47～48年ということになる。

事業期間として，50年が想定され，地権者との個別分収契約は，50年を年限としている。（地上権期間50年）

事業初期にあっては，長期金利（期間10年であれば年利6%超であったろう）

造林事業は，新植，保育（下刈り，除伐，ツルきり，枝打ち，間伐）を経て伐採，収穫に到る。この間各々の施業の都度資金を必要とし，資金の回収は，原則，主伐時となる。

すなわち，一つの事業地につき，凡そ30年にわたり資金を必要とし，50年目に到って全額回収される。

公庫の融資が各事業地にヒモ付であったか否か。

また，融資期限が10年か？何年か？

50年間返済がないとすれば，融資は更新されるはずである。その更新条件は？

約定利息は，更新の都度変わるのか？或いは変動するとすれば，そのタイミングは？

これに加えて，林業政策に変化を来たし，短伐期から長伐期への転換が叫ばれてきた。

住宅政策の変容，また住宅形式の変容，マンション等集合住宅の一般化などを通じて，住宅部材も変化した。木材自体の需要も低下，

同時に無垢材，無節材の高級材需要も激減，合板などの新建材に駆逐された。

このことは，分収造林事業の伐期延長，即ち地上権期限の延長政策へ通じた。

造林公社は，地上権期限延長を土地提供者に要請するとき，地上権期限延長契約に伴い，低金利の借り換えが可能となるとした。

しかし，地上権期限延長契約は，土地提供者にとっては，期限延長の期間，地代0を意味する。

地上権延長と融資金の借り換え，金利負担軽減は農林公庫，造林公社，土地提供者の三者が合意して初めて成り立つ。このことを誰が主導したのか？

かつて，林野庁に情報公開請求をしたところ，当局が主導，あるいは誘導した文書は無いとの回答であった。となれば，農林公庫がそれなりの役割分担をしたことになる。

これが，当方が情報公開を請求した要因である。

農林公庫は，分収造林事業の成立のための資金提供者であり，又同時に分収事業体整理解体の重要なパートナーとなっている。

この経緯に触れるために，当方は公開請求している。

かつ，農林公庫は，融資，金利体系を通じて，結果的に我が国の林業政策に大きく関与したといえることができる。

当方は，個別の分収契約や土地所有者の念書などの公開を求めているのではない。

地上権延長契約の有無如何による金利体系の差異を知りたいのである。

併せて，その差異を生じせしめた関係機関の連携を解明することが，分収造林事業破綻の要因理解に直結するのではないかと思量している。

公庫が主張している借換融資とは一体どういう状況なのだろうか。

- 当方の推測
- i ある特定の分収契約に対応して50年間の総費用を当初に推定して一括融資することは考えられない。
 - ii であるならば，仮に10年間の長期融資としたとき，10年毎に借換が発生することになる。（返済原資は50年後でなければ得られないから）
 - iii この借換は分収契約の期間延長とは関係ない。
 - iv 公庫は借換という概念を分収契約期間延長とセットで説明している。
 - v ということは借換に二つの種類があるのではないかと考えられる。

期間延長に伴う借換えについて、造林公社は、低利の優遇金利であると、土地所有者に説明してきた。

すなわち、土地所有者が分収契約の変更（地上権延長）に応じなかったということが、結果的に造林公社の経営を圧迫、ひいては破綻の因をつくり、県民に税負担を強いたこととなっている。

以上のような経緯を明らかにすべき文書が、社内規程を根拠に廃棄されていることは納得できない。何らかの文書があるのではないか。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問第28号

(1) 文書1について

ア 開示請求の内容

異議申立人が開示を請求している文書は、公庫と特定の貸付先（以下「本件貸付先」という。）との取引に関して、公庫が最終的に弁済を受けた金額及びその弁済した機関の名称が明らかな文書である（文書1）。

イ 文書1の特定

公庫が本件貸付先から最終的に弁済を受けた時点（平成25年度）における回収金に係る処理を調査したところ、本件貸付先からの最終的な弁済に関しては、通常システムによる自動消込処理が行われず、次のとおり「回収未整理金」からの充当指示による処理が行われたことが確認された。

- ① 「回収未整理金」の内容（入金年月日、入金者名及び入金額）が記載された帳票である「仮受金（回収未整理金）照会票」を出力
- ② 「回収未整理金」について、いずれの貸付先の、いずれの債権に充当（紐付け）するのかを指定するため、「回収金充当指示票」を作成
- ③ 「回収金充当指示票」を確認の上、システム入力により充当処理を行い、「回収金にかかる充当指示・処理票」を作成

「回収未整理金」からの充当指示による処理において作成する「仮受金（回収未整理金）照会票」には、「回収未整理金」に係る入金年月日、入金者名及び入金額が記載されている。また、「回収金充当指示票」には、「回収未整理金」を充当した貸付先名及び債権が記載されている。「仮受金（回収未整理金）照会票」及び「回収金充当指示票」を参照することにより、公庫が本件貸付先に係る債権について、最終的に弁済を受けた金額及びその弁済した機関の名称が明らかになる。

以上から、本件貸付先に係る債権について作成した「仮受金（回収

未整理金) 照会票」及び「回収金充当指示票」を文書1として特定した。

(2) 不開示理由について

文書1は、法人文書の保存期間に関する内規に基づき、作成年度の翌年度4月1日から1年間保存され、期間経過後に廃棄することとしている。

異議申立人が開示を請求している公庫から本件貸付先への融資は、平成25年度中に全て返済され、公庫は同年度中に文書1を作成し、充当処理を行っている。文書1は、作成年度(平成25年度)の翌年度の平成26年4月1日(起算日)から1年が経過した平成26年度末(平成27年3月31日)をもって保存期間満了となり、実際に平成27年7月10日に廃棄されている。

以上から、文書1は、保存期間満了により廃棄手続を行っており、保有していないことから、法9条2項の規定に基づき、不開示決定を行ったものである。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書において、文書1が会計帳簿であり、保存期間は少なくとも5年以上のはずであると主張しているが、会計帳簿の保存に関する公庫の考え方は以下のとおりである。

上記(1)イの「回収未整理金」からの充当指示による処理において、公庫が会計帳簿として保存している文書は、総勘定元帳及び仕訳帳である。また、「回収金にかかる充当指示・処理票」は、総勘定元帳及び仕訳帳の根拠書類として保存しており、いずれも保存期間は10年としている。ただし、総勘定元帳、仕訳帳及び「回収金にかかる充当指示・処理票」には、異議申立者が開示請求している弁済した機関の名称が明らかになる情報(入金者名)は記載されていない。

また、文書1は、総勘定元帳、仕訳帳及び「回収金にかかる充当指示・処理票」を作成する過程で必要となる文書であり、上記(1)イの「回収未整理金」からの充当指示による処理が完了し、総勘定元帳、仕訳帳及び「回収金にかかる充当指示・処理票」が作成されることをもってその目的を終えていることから、保存期間は1年としている。

(4) 結語

以上により、文書1について、保存期間を経過し、保存期間満了をもって廃棄したため存在しないとして不開示とした原処分を維持することが適当であると判断する。

2 諮問第29号

(1) 文書2について

ア 開示請求の内容

異議申立人が開示を請求している文書は、公庫が特定の林業関係資金の貸付先（本件貸付先）からの借換要請に際して、長伐期又は地上権の延長等を条件とした文書である（文書2）。

イ 文書2の特定

公庫において、林業関係資金の借換融資は、施業方法を長伐期施業（一般的な育成林（人工林）に比べて、伐採林齢を引き延ばす方法）等に転換した森林を対象としている。

林業関係資金の借換融資に当たっては、借換融資の対象とする森林の施業方法が長伐期施業等に転換されていること及び借入申込者と個々の地権者との分収林契約（個々の地権者と管理者（育林を行う者）が締結する契約であり、あらかじめ定めた割合に基づいて伐採後の収益を分け合うもの）の契約期間が借換融資の償還期間よりも長期になっていることを借入申込者から提出された書類（以下「条件確認書類」という。）で確認することとしている。

借換融資の償還期間が分収林契約の契約期間を超えている場合には、融資時までに分収林契約の契約期間を延長することとしている。ただし、地権者が多数の場合や遠隔地に在住する場合には、分収林契約の変更手続を融資後に行うことも認めており、この場合には変更手続が確実に履行されるよう、融資時に借入申込者から「念書」の提出を受けている。

この「念書」では、個々の地権者との分収林契約のうち、契約期間が借換融資の償還期間よりも短い契約について、借入申込者が契約期間延長に係る変更契約を結ぶことを関係者と交渉すること及び変更契約が締結できない場合には繰上償還することの誓約を受けている。

以上により、「条件確認書類」及び「念書」を文書2として特定した。

(2) 不開示理由について

文書2は、特定の貸付先に係る融資取引に関する資料として法人文書ファイルにつづられ、法人文書の保存期間に関する内規に基づき、融資の返済完了年度の翌年度4月1日から1年間保存され、期間経過後に廃棄することとしている。

異議申立人が開示を請求している本件貸付先との融資取引は、平成25年度中に全て返済が完了しており、文書2がつづられている融資取引に関する資料は、融資の返済完了年度（平成25年度）の翌年度の平成26年4月1日（起算日）から1年が経過した平成26年度末（平成27年3月31日）をもって保存期間満了となり、実際に平成27年7月10日に廃棄されている。

以上から、文書2は、保存期間満了により廃棄手続を行っており、保有していないことから、法9条2項の規定に基づき、不開示決定を行ったものである。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書において、文書2を「公庫としても軽々に破棄できるような代物ではないはず」とし、「保存期間一年とは、到底考えられない」と主張する。

公庫は、融資時に提出を受けた文書2を融資の返済完了年度の翌年度4月1日から1年間保存し、期間経過後に廃棄することとしている。

「条件確認書類」は融資の条件を満たしていることを確認する目的で取得するものであり、「念書」は融資条件の確実な履行を確保する目的で取得するものである。いずれの書類も融資の返済完了をもってその目的を終えていることから、異議申立人の「軽々に廃棄している」という主張にはあたらない。

(4) 結語

以上により、文書2について、保存期間を経過し、保存期間満了をもって廃棄したため存在しないとして不開示とした原処分を維持することが適当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成28年（独情）諮問第28号及び同第29号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月18日 諮問の受理（平成28年（独情）諮問第28号及び同第29号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年4月18日 異議申立人から意見書を収受（同上）
- ④ 同年6月30日 審議（同上）
- ⑤ 同年8月1日 平成28年（独情）諮問第28号及び同第29号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は文書1及び文書2であり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、文書1に該当する文書としては「仮受金（回収未整理金）照会票」及び「回収金充当指示票」、文書2に該当する文書としては「条件確認書類」及び「念書」がそれぞれ作成又は取得されているが、

いずれの文書も保存期間満了をもって廃棄されており、これを保有していないとして不開示とした原処分は妥当である旨説明する。

そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、上記各文書の作成、保管及び廃棄に係る経緯並びに本件対象文書に該当する文書が当該各文書のみであると判断した理由等について確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 文書１（「仮受金（回収未整理金）照会票」及び「回収金充当指示票」）について

（ア）公庫は、本件貸付先からの最終的な弁済について、通常システムによる自動消込処理ができなかったため、当時の内規の計数管理事務処理細則２２条に基づき、「仮受金（回収未整理金）照会票」を出力し、回収未整理金の内容を照会の上、「回収金充当指示票」を作成し、回収未整理金について、いずれの貸付先の、いずれの債権に充当（紐付け）するのかを指定した。

（イ）公庫農林水産事業本部で保存する法人文書については、法人文書の保存期間に関する内規（「法人文書管理規則」及び法人文書管理規則３１条において定めることとしている「法人文書の保存期間に関する細則（農林）」）に基づき、保存期間を定めている。

上記のとおり「仮受金（回収未整理金）照会票」は、「回収金充当指示票」を作成するために必要となる書類であり、これらの文書は、法人文書の保存期間に関する細則（農林）の別表No. 194「回収金充当指示票」に該当するものであり、保存期間は「１年」と定めている。

本件の場合、いずれの文書も、作成年度（平成２５年度）の翌年度の平成２６年４月１日（起算日）から１年が経過した平成２６年度末（平成２７年３月３１日）をもって保存期間満了となった。

また、実際に平成２７年７月１０日に廃棄されたことを、各文書を保存していた部署に確認している。

（ウ）文書１について、異議申立人は開示請求書に「公庫が最終的に弁済を受けた金額、及びその弁済をした機関の名称が明らかな文書」と記載しているところ、その趣旨については、①最終的に弁済を受けた金額と、②その弁済をした機関の名称の両方が載っている文書であることを確認している。この条件を満たす文書は、「仮受金（回収未整理金）照会票」及び「回収金充当指示票」のみである。

異議申立人は、得意先元帳等の帳簿類の存在を主張するが、公庫は「株式会社日本政策金融公庫法」、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」及び経理に関する内規に基づき、総勘定元帳及び仕訳帳を会計帳簿として作成しているが、個別の貸付先からの

回収については、自動消込処理によるほか、「仮受金（回収未整理金）照会票」，「回収金充当指示票」及び「回収金にかかる充当指示・処理票」を作成しており，異議申立人が主張する得意先元帳等の帳簿類は作成していない。また，総勘定元帳，仕訳帳及び「回収金にかかる充当指示・処理票」に弁済した機関の名称が明らかになる情報（入金者名）は記載されていないことは，上記第3の1（3）で説明したとおりである。

なお，全国の貸付先等からの入金（システムにより自動消込処理された入金を含む。）に係る金融機関から公庫への通知書はあるが，貸付先本人からの入金の場合は，振込依頼人名及び振込依頼人コードを入力の上，入金され，当該通知書に情報のある振込依頼人名又は振込依頼人コードにより当該貸付先の弁済に係る入金であることが分かるのに対し，貸付先本人以外からの入金の場合は，振込依頼人名と貸付先名とが異なるため振込依頼人名からはいずれの貸付先の弁済に係る入金であるかは分からず，また，貸付先本人以外は通常，振込依頼人コードを入力しないため，その場合は，当該通知書にはいずれの貸付先の弁済に係る入金であるかを紐付ける情報は無い。振込依頼人名と貸付先名とが異なり，振込依頼人コードもない入金については，「回収金充当指示票」により個々にいずれの貸付先の債権に充当（紐付け）するのかを指定するため，「回収金充当指示票」がなければ，たとえ日付や金額について入金と弁済とが一致するものがあつたとしても，当該入金が当該弁済に充てられたとはいえないものである。

イ 文書2（「条件確認書類」及び「念書」）について

（ア）「条件確認書類」について

林業関係資金の借換融資は，施業方法を長伐期施業等に転換した森林を対象としており，公庫は，林業関係資金の借換融資に当たって，当時の内規の貸付事務処理細則様式「林業経営安定資金（林業経営維持）の借入申込みに必要な書類について」に基づき，借換融資の対象とする森林の施業方法が長伐期施業等に転換されていること及び借入申込者と個々の地権者との分収林契約の契約期間が借換融資の償還期間よりも長期になっていることが確認できる書類（条件確認書類）を借入申込書類の添付書類として提出を受けることとしている。

（イ）「念書」について

借換融資の償還期間が分収林契約の契約期間を超えている場合には，融資時までに分収林契約の契約期間を延長することとしている。ただし，地権者が多数の場合や遠隔地に在住する場合には，分収林

契約の変更手続を融資後に行うことも認めており、この場合には変更手続が確実に履行されるよう、公庫は、融資時に借入申込者から、個々の地権者との分収林契約のうち、契約期間が借換融資の償還期間よりも短い契約について、借入申込者が契約期間延長に係る変更契約を結ぶことを関係者と交渉すること及び変更契約が締結できない場合には繰上償還することを誓約する「念書」の提出を受けることとしている。

なお、「念書」の提出を受ける根拠となる当時の通知又はマニュアルについては、法人文書の保存期間が5年以下であり、林業関係資金の借換融資の制度が廃止されてから5年以上経過しているため、廃棄手続を行っており保有していないが、林業関係資金の借換融資の残高のある他者の借用証書フォルダーを調査したところ、「念書」がつづられている借用証書フォルダーが存在していることから、「念書」の提出を受けることとしていると判断した。

(ウ)「条件確認書類」は、特定の貸付先に係る融資関係資料として、「貸付原議」につづっているものであり、法人文書の保存期間に関する細則（農林）の別表No. 199「貸付原議綴（再生・債権課所管のもの）」に該当する。保存期間は「完済から1年経過後」と定めている。

また、「念書」は特定の貸付先に係る融資取引の金銭消費貸借契約及びその他の契約関係書類として、「借用証書フォルダー」につづっているものであり、法人文書の保存期間に関する細則（農林）別表におけるNo. 202「借用証書フォルダー（再生・債権課所管のもの）」に該当する。保存期間は「完済年度から1年経過後」と定めている。

本件の場合、いずれの文書も、融資の返済完了年度（平成25年度）の翌年度の平成26年4月1日（起算日）から1年が経過した平成26年度末（平成27年3月31日）をもって保存期間満了となった。

また、実際に平成27年7月10日に廃棄されたことを、各文書を保存していた部署に確認している。

(エ)文書2については、「条件確認書類」及び「念書」の外に、関係規程等により作成、保管が求められている文書があるとすべき事情は認められず、実際に文書の存在も確認されなかった。したがって、原処分における判断は妥当と考えるものである。

(2)上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、公庫において本件対象文書を保有しているとは認められ

ない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、公庫において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 椿 愼美，委員 山田 洋